フジヨシ浄化槽 FCK－R1N型	5－11K－H－004	5－16K－H－006
〃 －R2N型	〃 －1	〃 －1
〃 －R4N型	〃 －2	〃 －2
〃 －R6N型	〃 －3	〃 －3
〃 －R6NW型	〃 －4	〃 －4
フジヨシ浄化槽 FKM－B－1型	5－11K－H－005	5－16K－H－007
〃 －2A型	〃 －1	〃 －1
〃 －3A型	〃 －2	〃 －2
〃 －3B型	〃 －3	〃 －3
〃 －4A型	〃 －4	〃 －4
〃 －4B型	〃 －5	〃 －5
フジヨシ浄化槽 FKM－NP－1型	5－11K－H－006	5－16K－H－008
〃 －2A型	〃 －1	〃 －1
〃 －2B型	〃 －2	〃 －2
〃 －3A型	〃 －3	〃 －3
〃 －3B型	〃 －4	〃 －4
〃 －4A型	〃 －5	〃 －5
〃 －4B型	〃 －6	〃 －6
〃 －5A型	〃 －7	〃 －7
〃 －6A型	〃 －8	〃 －8
〃 －6B型	〃 －9	〃 －9
フジヨシ浄化槽 FCD－W－A3型	5－11－H－003(09)－7	5－16K－H－012(13K)－7

○近畿地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	湖南市石部緑台二丁目二一七五番二地先から同市石部緑台二丁目二二九四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十月十七日

○北海道開発局告示第二百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
紋別市沼の上一七八番から同市小向七九番一まで	前 A	九・五〇～一二四・三〇	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	九・五〇～一二四・三〇	
	前 B・C	一四・七〇～一〇七・七〇	
	後 B・C・D	一四・七〇～一四九・八六	
	前	七・九二一（キロメートル）	
	後	三・四六五	
	後	七・九二一	
	後	六・四五七	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第二百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
札幌市南区滝野野牛山国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署一一九四林班ぬ小班地内	前	二五・二五～四八・〇三（キロメートル）
	後	二五・二五～六一・六四（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第二百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十六号、二百三十四号及び二百三十五号	苫小牧市北栄町五丁目六番二から同市北栄町五丁目五番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
二百四十二号	北見市留辺蘂町金華一九八番一地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北海道足寄郡足寄町下愛冠三丁目一番一二地先から同町下愛冠四丁目二〇番二地先まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
〃	北海道足寄郡足寄町下愛冠四丁目二〇番二から同町北六条一丁目一四番まで	〃

供用開始の期日　平成二十八年十月十七日